

## 養老町第一回定例会会議録

平成二十四年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程 (平成二十四年三月五日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名  
 日程第二 会期の決定  
 日程第三 諸般の報告  
 日程第四 平成二十四年度町長施政方針の説明  
 日程第五 議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定について  
 日程第六 発議第一号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
 日程第七 議案第二号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について  
 日程第八 議案第三号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について  
 日程第九 議案第四号 養老町税条例の一部を改正する条例について  
 日程第十 議案第五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について  
 日程第十一 議案第六号 養老町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
 日程第十二 議案第七号 養老町公衆浴場条例の一部を改正する条例について  
 日程第十三 議案第八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正

- 日程第十四 議案第九号 する条例について  
 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について  
 日程第十五 議案第十号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
 日程第十六 議案第十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について  
 日程第十七 議案第十二号 養老町水防協議会条例の一部を改正する条例について  
 日程第十八 議案第十三号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について  
 日程第十九 議案第十四号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について  
 日程第二十 議案第十五号 消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について  
 日程第二十一 議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について  
 日程第二十二 議案第十七号 養老町と大垣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について  
 日程第二十三 議案第十八号 養老町と羽島市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について  
 日程第二十四 議案第十九号 養老町と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十五 議案第二十号 養老町と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十二 議案第二十七号 養老町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十六 議案第二十一号 養老町と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十三 議案第二十八号 養老町と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十七 議案第二十二号 養老町と本巢市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十四 議案第二十九号 養老町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十八 議案第二十三号 養老町と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十五 議案第三十号 養老町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十九 議案第二十四号 養老町と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十六 議案第三十一号 養老町と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十 議案第二十五号 養老町と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十七 議案第三十二号 養老町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十一 議案第二十六号 養老町と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十八 議案第三十三号 養老町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十九	議案第三十四号	約の一部を改正する規約について 養老町と北方町との間の証明書 の交付等の事務委託に関する規 約の一部を改正する規約につ いて	日程第五十	議案第四十五号	平成二十四年度養老町公共下水 道事業特別会計の繰入れにつ いて
日程第四十	議案第三十五号	平成二十三年度養老町公共下水 道事業特別会計の繰入れの変更 について	日程第五十一	議案第四十六号	平成二十四年度養老町農業集落 排水事業特別会計の繰入れにつ いて
日程第四十一	議案第三十六号	平成二十三年度養老町一般会計 補正予算	日程第五十二	議案第四十七号	平成二十四年度養老町一般会計 予算
日程第四十二	議案第三十七号	平成二十三年度養老町国民健康 保険特別会計補正予算	日程第五十三	議案第四十八号	平成二十四年度養老町国民健康 保険特別会計予算
日程第四十三	議案第三十八号	平成二十三年度養老町簡易水道 特別会計補正予算	日程第五十四	議案第四十九号	平成二十四年度養老町簡易水道 特別会計予算
日程第四十四	議案第三十九号	平成二十三年度養老町上水道事 業会計補正予算	日程第五十五	議案第五十号	平成二十四年度養老町立食肉事 業センター特別会計予算
日程第四十五	議案第四十号	平成二十三年度養老町公共下水 道事業特別会計補正予算	日程第五十六	議案第五十一号	平成二十四年度養老町住宅新築 資金等貸付特別会計予算
日程第四十六	議案第四十一号	平成二十三年度養老町介護保険 事業特別会計補正予算	日程第五十七	議案第五十二号	平成二十四年度養老町上水道事 業会計予算
日程第四十七	議案第四十二号	平成二十三年度養老町後期高齢 者医療特別会計補正予算	日程第五十八	議案第五十三号	平成二十四年度養老町公共下水 道事業特別会計予算
日程第四十八	議案第四十三号	平成二十四年度養老町簡易水道 特別会計の繰入れについて	日程第五十九	議案第五十四号	平成二十四年度養老町農業集落 排水事業特別会計予算
日程第四十九	議案第四十四号	平成二十四年度養老町立食肉事 業センター特別会計の繰入れに	日程第六十	議案第五十五号	平成二十四年度養老町介護保険 事業特別会計予算
			日程第六十一	議案第五十六号	平成二十四年度養老町介護サ ービス事業特別会計予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 皆川 雅子

○出席議員

一 番 岩 永 義 仁  
 二 番 長 澤 龍 夫  
 三 番 大 橋 三 男  
 四 番 三 田 正 敏  
 五 番 吉 田 太 郎  
 六 番 早 崎 百 合 子  
 七 番 野 村 永 一  
 八 番 田 中 敏 弘  
 九 番 松 永 民 夫  
 十 番 皆 川 雅 子  
 十 一 番 中 村 辰 夫  
 十 二 番 岩 瀬 進  
 十 三 番 水 谷 久 美 子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大 橋 孝  
 副 町 長 西 脇 正 博  
 教 育 長 野 村 浩 太 郎

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

総務課長	陸田邦彦
会計管理者兼 会計課長	伊藤信彦
企画政策課長	問山孝通
管理情報課長	安藤淳一
税務課長	柏渕裕昭
住民課長	伊藤公一
人権推進課長	西脇和信
健康福祉課長	日比重喜
生活環境課長	川地豊己
農林水産課長	加藤敏博
商工労働課長	伊藤幸
建設課長	佐竹種男
水道課長	吉田悟
教育総務課長	藤井道雄
生涯学習課長	藤田実芳
スポーツ振興課長	香川満
消防長	小林恒夫
議会議務局長	高木久之
議会議務局書記	山中秀樹
議会議務局書記	野村孝子

○議長（皆川雅子君）  
 （開会時間 午前九時三十分）  
 おはようございます。

平成二十四年第一回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——  
ありがとうございます。

本日の会議は全員出席でございます。

ここで、広報取材のため、広報員の議場への入場及び写真撮影を許可いたします。また、町長より、施政方針の説明をテレビ収録したいとの申し入れがございましたので、CCネットの係員が議場へ入場することを許可いたしました。

それでは、ただいまから平成二十四年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（皆川雅子君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 岩永義仁君を指名いたします。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、二月二十二日、議会運営委員会が開催され、本定例会の日程等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩瀬進君。

○議会運営委員長（岩瀬 進君） 去る二月二十二日午前十時より、

委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十四年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日三月五日から三月十六日までの十二日間とし、本会議開会時間は午前九時三十分と決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成二十四年度町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議（質疑・討論・採決）、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

次に、付議事件につきましては、条例の制定及び一部改正十四件、規約の改正二十一件、平成二十三年度特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十三年度一般会計及び特別会計補正予算七件、平成二十四年度特別会計の繰り入れ四件、平成二十四年度一般会計、特別会計予算十一件、以上、合計五十八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第五、養老町暴力団排除条例の制定については、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、所管の常任委員会へ付託し審査すること。そして、議会最終日に上程後、付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑・討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第六、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例については、議会初日に上程後、提出者の代表議員から趣旨説明を行い、代表議員への質疑・討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第七、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから、日程第二十、消防事務の委託に関する規約の一部を改正

する規約についてまでの十四件は、議会初日に逐条上程後、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第二十一、養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約についてから、日程第三十九、養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約についてまでの十九件は、関連議案のため、議会初日に一括議題として上程後、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第四十、平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから、日程第五十一、平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの十二件は、議会初日に一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑後、付議事件の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し審査すること。そして、議会最終日に、一括上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑の後、議案ごとに討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第五十二、平成二十四年度養老町一般会計予算から、日程第六十二、平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一件は、去る二月二十九日の議会全員協議会で新年度予算の内示を終え、また本日、町長から施政方針の説明を受けるため、提案理由の説明は省略し、一括議題として上程後、総括質疑を行い、付議事件の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し審査すること。そして、議会最終日には、一括上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑の後、議案ごとに討論を経て採決を行うこと。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は三月六日午後

一時三十分に開会し、また三月七日午前十時に再開すること。そして、産業建設委員会は、三月八日午前十時に開会するよう各委員長へ要請すること。

以上のように決定をいたしました。

○議長（皆川雅子君） 議会運営委員会の報告を終わります。

た。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から三月十六日までの十二日間にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月十六日までの十二日間と決定されました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十三年十一月から平成二十四年一月分の現金出納検査の結果に関する報告が議長に提出されております。これで諸般の報告を終わります。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第四、平成二十四年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで、町長のあいさつをいただき、続いて町長施政方針の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中、また足元の悪い中、平成二十四年第一回養老町議会定例会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、本日、施政方針の説明をするに当たり、CCネットの議場への入場を許可いただきましたこと、ありがとうございます。この施政方針、私も行政として一年間行っていく上での一般的な事情でございますので、広く町民の方々にお知りおきをいただきたいという思いでお願いをいたしました。本当に、ありがとうございます。

それでは、本日、平成二十四年第一回養老町議会定例会が開催され、新年度予算を初め、各般にわたる諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に関する所信の一端と、重要施策の概要を申し述べたいと存じます。

昨年の東日本大震災以降、我が国の景気は依然として厳しい状況ではありますが、穏やかに回復しています。先行きについても、各種の政策効果などを背景に、穏やかな持ち直し傾向が続くことが期待されておりますが、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然として残っていることにも注意が必要であります。

このような状況の中、国は日本再生重点化措置として、歳出削減により捻出された財源を用いて、我が国経済社会の再生に向けて、より効果の高い施策に予算を重点配分し、国民一人一人が希望を持って前に進める社会を実現するための予算としております。こうした中、本町の平成二十四年度行財政経営については、歳入の伸びが期待できない反面で、歳出面では子供のための手当の見直しなどにより扶助費などの義務的経費が増大していることか

ら、極めて厳しい状況となっており、これを深く認識した上での予算編成となりました。

平成二十四年度一般会計予算規模につきましては、前年度比〇・五％減の九十六億二千万円、国民健康保険特別会計など十の特別会計及び企業会計予算においては、二・九％増の七十六億三千八百八十万円となりました。

歳入面では、町税は前年度比三％減の三十一億九千七百一十二千円、地方交付税は地方財政計画における交付税増額確保及び町税の見込み等をもとに前年度比四・四％増の二十一億三千万円、町債は地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債が五億五千万円と、総額で前年度比八・三％増の七億九千八百七十万円をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳出面では、町行政経営改革プランに基づき、簡素で弾力性に富んだ効率的な行政の実現を目指し、真に必要な施策の推進に配慮いたしました。

予算編成の方針といたしまして、本町の財政は、経済、雇用情勢の悪化などに伴い依然として厳しい状況にあり、本町が持続可能な財政状況を維持するためには、「入るをはかりて出ざるを制す」とした財政経営と、不断の経費削減の取り組みが不可避となっております。これらの状況を十分認識し、これまで以上に、行財政経営の合理化・効率化に努めるとともに、「誇りと愛着が持てる絆を大切にするまち養老」の実現に向けた町第五次総合計画を念頭に置いた予算編成を行い、計画に掲げる四つの重要施策を柱に推進することとしています。

それでは、予算の概要について、重点施策を中心に順次御説明申し上げます。

輝く人のまち、人についての施策であります。

まず、学校教育についてであります。

養老町がこれからも輝き続けるためには、将来を担う子供たちを対象に、個性を伸ばしながら確かな学力を高める教育に取り組みとともに、郷土を愛し、町に誇りを持てる教育を推進すること、本町の未来を支える人材を育てることが大切であります。そのため、外国語によるコミュニケーションの楽しさを実感できる魅力ある外国語活動の推進や、地域の人々や自然・文化・伝統などに触れる体験活動を通してふるさとを愛する心を育て、たくましく生きることができると子供たちを育てるための教育環境の充実に努めてまいります。

次に、安全・安心な学校づくりの整備についてであります。

安全で安心な環境で学習できるよう、養北小学校屋内運動場の改築工事を実施し、平成二十四年度の卒業式を新しい屋内運動場で挙行できるよう進めてまいります。また、高田中学校管理棟、図書室棟の耐震補強工事及び東部中学校大規模改造第一期工事の実施設計に着手するとともに、その他の学校施設の補修工事も引き続き進めてまいります。

次に、幼稚園教育についてであります。

「心豊かでたくましく生きる養老の子」を育成するため、保育園、小学校との連携に引き続き取り組み、小学校教育への円滑な移行を推進するとともに、家庭や地域社会と一体となって幼児の健全育成に取り組んでまいります。

次に、生涯学習についてであります。

文化財保護における象鼻山古墳群については、発掘調査で得られた成果の整理を進めるとともに、象鼻山にある自然資源を把握するための調査の継続と、象鼻山一号墳周辺の景観回復を行います。また、町文化財アーカイブ事業については、文化財の調査及

び整理を継続し、その成果をホームページに反映させることで、本町の地域活性化や観光振興に資する情報発信を行います。

次に、スポーツ振興についてであります。

今年度は、第六十七回国民体育大会ぎふ清流国体、第十二回全国障害者スポーツ大会ぎふ清流大会が開催されます。本町では、正式種目のサッカー競技と軟式野球競技が九月三十日から十月二日までスマイルグラウンドと中央公園野球場で行われますので、全国から来町される選手・役員等を温かく迎えたいと思っております。また、選手懸命なプレーに大きな声援を送りたいと思っております。また、国体期間中の十月七日には、デモンストレーション行事のウォーキング大会を開催いたします。

この国体開催を契機に、一人でも多くの町民がスポーツに関心を示していただき、行うスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツに参加できるように、本町の現状と課題を整理しつつ、基本施策等を盛り込んだスポーツ推進基本計画の策定に着手してまいります。

なお、スポーツプラザ養老の温水プールについて、現在閉鎖中でありませんが、同プールの開館、もしくは閉館を含め、議員各位の意見を拝聴しながら今後の方向性を見きわめてまいります。

国際交流については、友好都市であるドイツ連邦共和国バッドゾーデン・アム・タウヌス市から、七月にスポーツ交流団をお迎えし、十月には文化交流団を派遣し、一層の友好と親善を深めてまいります。

次に、人権教育については、町人権教育啓発に関する基本計画に基づき、差別や偏見の解消に向け、人権週間の期間中に、人権擁護推進大会を開催いたします。また、福祉センターの運営については、人権教育、人権啓発の拠点施設として、地域住民の自主



的活動を促進するため、各種講座や相談事業を開催し、生活・教育・文化の向上に努めるとともに、交流事業を推進してまいります。

男女共同参画につきましては、このほど新年度から十年間を計画期間とした町第二次男女共同参画プランを町民参画のもとに策定いたしました。このプランは、基本目標を「ともに支え合い、ともに担い、誰もが輝く社会を目指して」とし、家庭や職場、地域など、さまざまな分野において男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、基本的な方向や内容を示したものであります。今後は、プランの各施策を着実に実施していくことにより、性別や立場にかかわらず、だれもが輝くことのできる社会を目指してまいります。

次に、活力のあるまち、基盤についての施策でございます。初めに、公共交通機関の充実についてであります。

生活に欠くことのできない養老鉄道については、引き続き近鉄と沿線七市町で赤字相応分を負担いたします。なお、四月からは、美濃高田駅東口改札口の利用が可能となりますが、今後も鉄道利用者の利便性の向上に努めてまいります。また、多額の赤字を抱える大垣多良線及び海津線の二つのバス路線については、沿線の市町で赤字額に相当する金銭支援を継続してまいります。

平成五年に運行を開始した公共施設巡回バスは、交通弱者の交通手段として利用していただいていたことが、道路幅により走行が制限されたり、運行日程によりコースが制限されたりするなど、これまでは町民のすべてが平等に利用することが困難でありました。新年度におきましては、利用者が乗りおりする場所と時間を指定できるオンデマンド交通システムを導入し、十人乗りワゴン車四台で運行いたします。

このオンデマンドバスの運行につきましては、バス停の新設や町民への啓発など、準備期間終了後の十一月ごろより試行運転を予定しており、町民の意見を広く取り入れながら進めてまいります。なお、現在の公共施設巡回バス（ゲンちゃん号）については、十二月をもって廃止とさせていただきます。

次に、国道などの道路整備事業についてであります。

名神・東名高速道路等と広域的なネットワークを形成する東海環状自動車道は、地域経済の発展や地域間の連携強化などに大きな効果が期待され、本町のさらなる発展には最重要の事業と考えておりますが、九月には大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの区間について供用開始の予定であります。

また、養老ジャンクションから養老インターチェンジ間については、前年度に引き続き用地買収が行われる計画であり、養老改元千三百年を迎える二〇一七年までには養老インターチェンジの供用が開始されるよう、国を初め関係機関に強く要望し、同時に、養老インターチェンジ以南の早期整備についても期成同盟会を設立し、要望してまいります。さらに、スマートインターチェンジについても、地域の御理解を賜りながら、準備委員会、地区協議会の設立に取り組み、早期実現に向けた対策を講じてまいります。

次に、県道関係の整備についてであります。

地域の幹線道路としての県道は、近隣市町との経済交流の基盤として重要であり、特に主要地方道については、渋滞緩和や安全対策としての道路整備を要望しているところであります。

まず、南濃・関ヶ原線の養老地区の歩道設置については、引き続き用地買収が行われる予定であり、地権者の理解を得ながら進めてまいります。また、大垣・養老公園線の蛇持地内、信号交差点付近における渋滞緩和のための交差点改良については、用地買

収や道路改良工事が進められる計画であります。

続きまして、町道整備についてであります。

町道は、地域住民の日常生活を支える基盤として重要であり、厳しい財政状況ではありますが、限られた予算の範囲で、社会資本整備等の交付金を活用することにより、順次、緊急度の高い箇所から各地域の改良・拡幅・舗装工事に積極的に取り組んでまいります。また、高田駅東の整備については、養老鉄道との連絡の強化を図るために、アクセス道路の整備を引き続き進めてまいります。

続いて、住宅等の耐震化についてであります。

木造住宅の耐震診断については、引き続き無料耐震診断制度及びその後の耐震補強工事補助事業を活用いただけるよう周知を図ってまいります。

次に、情報化対策についてであります。

町のホームページについては、利用者ニーズを分析し、より一層コンテンツの充実を図ってまいります。さらに、災害時等には防災情報をリアルタイムで提供できるような体制づくりを進めてまいります。また、基幹系システムについては、定期的に遠隔地へのデータバックアップを行い、災害時に迅速にデータ復旧ができるよう、体制を構築してまいります。

次に、公営住宅についてであります。

特定公共賃貸住宅は、引き続き社会情勢を考慮した対象者の拡充や部分的転用により公営住宅に準じた管理を行うなど、有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。また、改良住宅の適正な運営管理については、同住宅の円滑な用途廃止等を推進するため、建設課に改良住宅対策室を設置いたします。そして、改良住宅特別委員会など、払い下げの方法や空き家の返還、家賃の値上

げ、滞納家賃の整理等について幅広い審議を行い、具体的な解決策を見出してまいります。

次に、上下水道事業についてであります。

上水道事業は、消費者に安全・安心でおいしい水を安定的に供給するという重要な役割を担っており、ポンプ場大規模改修工事については、残る柏尾増圧ポンプ場及び池辺末端圧測定所の移設工事を行い、安定した給水を目指してまいります。

上水道拡張計画の上多度南部地域及び大巻小坪地区への上水道切りかえにつきましては、関係する世帯及び関係機関と最終の協議を行っておりますので、新年度の早い時期に町上水道給水区域の供用開始を目指してまいります。また、大跡緑町地区の上水道切りかえ事業につきましては、関係者と最終の協議中であり、新年度から配水管布設工事を実施し、早期に供用開始ができるよう進めてまいります。

下水道事業につきましては、引き続き下水道整備計画に基づく事業を実施し、水洗化率の向上を目指してまいります。また、中部浄化センターの機械設備等は、供用を開始してから十二年の歳月がたち、施設の老朽化が始まることから、機械設備の更新に伴う国庫補助を受けるため、長寿命化計画策定業務の委託事業を実施いたします。

生活排水対策については、高度処理型合併処理浄化槽設置事業と単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換事業を推進し、補助事業を継続実施しながら、水質保全と快適な生活環境の向上を図ってまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

まず第一に、水田経営所得安定対策についてであります。地域の水田農業を担うにふさわしい農業者たる担い手の育成支

援策として、県の補助事業である飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業及び町単独事業として水田農業生産機械等整備事業補助事業に所要額を計上いたしました。

第二に、農作物の生産振興対策についてであります。国の農業者戸別所得補償制度を推進し、食料自給力の向上と農業の多面的機能の維持を目指し、農地の利用集積、担い手の育成を図ります。本町では、麦・大豆等の戦略作物に加え、畜産農家と連携した飼料用米栽培が盛んに取り組み、西濃圏域での一大生産地となっており、国・県の政策を踏まえ、今後もさらなる食料自給率の向上を目指し、生産振興を推進してまいります。

第三に、農地・水・環境保全向上対策については、今後も引き続き農地等保全のための活動組織に対して支援を行ってまいります。

以上に掲げる施策を展開するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地の適正な管理と有効利用を図ってまいります。

土地改良事業については、県営湛水防除事業により祖父江地区で排水路整備を予定しており、多芸地区では、排水機本体工事を引き続き実施いたします。また、長年の懸案事項であります町内土地改良区の統合問題については、関係者とともに調査・研究を初め、早期の解決を図ってまいります。

畜産業については、家畜伝染病の発生予防や人畜共通伝染病の侵入防止等、畜産農家への衛生指導とともに、安全・安心な畜産物の安定供給や畜産経営の安定的発展に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

小規模零細企業が大半を占める本町では、依然として厳しい景気状況の中、商工会との連携のもと、地域で頑張る事業者を応援

してまいります。また、地域商品券を活用した景気対策として、商工会が行うプレミアム付商品券の発行を支援するとともに、個人向け住宅を対象とした住宅リフォーム助成と太陽光発電システム設置助成を実施し、地域経済の活性化を推進してまいります。このほか、消費生活相談では、新年度から原則すべてのホットライン経由の相談は市町村窓口へ接続されることから、相談員のスキルアップに取り組んでまいります。

次に、観光事業については、景気低迷の中、どこも苦戦を強いられておりますが、さらなる観光誘客の拡大を目的に、観光協会による四季折々のイベントや広域連携による中京圏、関西圏への観光キャンペーンを積極的に展開してまいります。

次に、食肉事業センターの運営についてであります。

屠畜場については、建築後三十一年が経過し、老朽化が懸念されているところでありますが、今後も衛生的な環境で維持管理するとともに、危害の発生防止に努めてまいります。なお、新施設の建設促進については、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会による関係者との協議を引き続き進めてまいります。

次に、安心・安全なまち、暮らしについてであります。

初めに、子育て支援についてであります。

未来をつくる力となる子供たちを社会全体で支えていくため、国が二〇一五年を目途に、保育所と幼稚園との垣根をなくした総合こども園の導入を進めることから、地域の意見を取り入れながら、幼保一体化を視野に入れ、養北保育園の施設整備を推進してまいります。

次に、健康づくりについてであります。

健康で生き生きと暮らせるまちの実現のため、町健康増進計画を見直し、食育推進計画を加えた「第二次健康ようろう二十一」

を策定いたしました。この計画を推進するため、関係機関、団体と一体となって、町民が主体となってつくる健康づくりを支援してまいります。

母子保健対策については、新たに不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、不妊治療費の一部助成をしております。また、地域における安定した医師の確保と人材育成のため、西美濃厚生病院が実施する岐阜大学寄附講座開設事業や医療器械の整備・充実に対して助成し、地域医療の充実に努めてまいります。

社会的な問題ともなっている自殺対策については、広く自殺予防やうつ病に関する知識の普及を図るとともに、地域での見守りの役割を果たす民生委員に対しての研修会を開催するなどの人材育成に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、被保険者の年齢構成は年々高くなり、それに伴う医療費水準も高くなっております。また、医療の高度化とともに診療費も高額になっていることから、国保事業費全体も前年度比四・二％の増で、依然として国保財政は厳しい状況が続いております。このため、医療費を抑える手段として、早期に病気を発見し、後々多額な医療費がかからないよう、特定健診の受診率向上を図ったり、後発医薬品利用差額通知を行ったりするなど、郡医師会との連携をとりながら、その普及・促進に向けての積極的な取り組みを実施いたします。

次に、地域福祉についてであります。地震や風水害などの災害発生時の安否確認や避難誘導などの支援体制の整備として進めております災害時要援護者の登録を新年度も積極的に進めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。今から二十二年後には三人に一人が高齢者という超高齢社会を

迎えると予想される中、第五期介護保険事業計画が新年度からスタートいたします。第五期の保険料は、介護給付費や第一号被保険者の負担率の増加、介護報酬の改定、調整交付金の減額等により値上げを余儀なくされ、繰越金及び基金の取り崩しによる保険料抑制措置を講じた結果、基準額は二一％増の四千四百六十円となりました。地域密着型サービスの充実に努めるため、小規模特養等施設整備を実施し、法改正による新たなサービスについては、事業者の参入状況、国の指針等を踏まえ、柔軟に対応してまいります。

後期高齢者医療の保険料につきましても、全国的に五％台の上昇が見込まれる中、医療費の上昇及び診療報酬の改定、前回の保険料据え置き等の影響を受け、一一・八％の上昇を剰余金及び基金の取り崩しによる資金約三十億円を投じて、保険料の抑制措置を行い、四％台の上昇率にとどめ、一人当たりの平均年額を五万六千四百二十三円とする改正が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会で承認されたところであります。

地域包括支援センターにおきましては、足腰を退化させない運動として健やかシニア体操を新たに始めるほか、家族介護者の交流事業を手がけてまいりたいと考えております。

次に、障がい者福祉についてであります。本年度、施設改修を行った養老福祉作業所においては、新体系となる生活介護を軌道に乗せるとともに、第三期障がい福祉計画に基づき、なお一層の自立支援を図ってまいります。

次に、環境対策についてであります。地球温暖化防止を踏まえた省エネの啓発活動に努めるとともに、資源の再利用を推進し、環境負荷の低減に取り組んでまいります。一般廃棄物の処理については、ごみの分別収集の徹底と減量化

を推進し、さらに不法投棄防止対策として、新年度に不法投棄監視カメラシステムを導入し、監視強化を図ってまいります。

また、斎場清華苑の維持管理については、昨年実施した設備の保守点検により火葬炉等の修繕が必要となりましたので、所要の予算措置を講じたところであります。

一方、有害鳥獣駆除事業については、果樹林や農作物及び人的被害が年々増加しつつあり、生活環境にも影響を与えていますので、町鳥獣害防止計画に基づき、町猟友会の協力を得て有害鳥獣の駆除を実施するとともに、町単独の事業、有害獣防護施設設置事業及び国の対策事業を活用して取り組んでまいります。

次に、災害に強い森林づくりや森林の適正な保全を図るため、治山事業の実施については引き続き県に要望するとともに、人工林の間伐についても、森林管理委員会の意見を施策に反映させ、森林・環境税事業等を活用するなどの支援を実施してまいります。次に、交通安全対策についてであります。

高齢者交通安全大学校を通じた体験型の交通安全教育の実施、学童や幼児を対象にした交通教室や出前講座などを積極的に実施するとともに、養老警察署などと協力して啓発活動を推進してまいります。

河川改修については、治水対策上重要であることから、毎年、関係機関に要望しており、牧田川では引き続き上流に向かつての堤防補強工事が順次行われます。また、防災拠点事業においては、事業実現に向けた取り組みを図ってまいります。

次に、防災対策についてであります。

昨年の東日本大震災や台風は、国内各地に甚大な被害をもたらしました。その後の検証により、さまざまな課題が浮き彫りになりましたが、新年度は災害時の組織体制の充実を図るため、地域

防災計画を初めとした各種計画、マニュアルの策定・修正に努めてまいります。また、防災行政無線を各家庭で受信できる防災ラジオを販売し、災害情報の伝達体制の強化に努めるとともに、東海・東南海地震のような甚大な被害が予想される災害時には、避難所生活も長期化することが予想されるため、避難所設備及び備蓄物資等の整備拡充も図ってまいります。さらに、災害時の避難情報の管理、罹災証明の発行などをスムーズに行うため、被災者支援システムを導入いたします。自主防災隊への防災用資機材の整備補助も継続して行い、地域の防災意識の高揚に努めてまいります。

砂防事業につきましては、昨年、土砂災害警戒区域内の円滑な避難を確保するため、該当地区全戸に土砂災害ハザードマップを配付し、周知してまいりましたが、新年度も引き続き有効に活用していただくよう、普及啓発に努めてまいります。

今後、発生が予想される東海・東南海地震のような大規模地震や、台風、異常気象による局地的豪雨による災害に備え、災害時の心構えや対策など、町民の防災・減災意識の啓発に努めてまいります。

生命と財産を守るための消防・防災は、町民が安心・安全に暮らす上で、重要な施策の一つであります。災害や事故の態様は複雑・多様化しており、地域は自分たちで守るという自主防災の基本理念に基づき、常備消防体制を充実させ、消防団や女性防火クラブなどとの連携を密にして、地域一丸となった自助・共助意識の高揚と防災体制の確立を図ってまいります。

なお、地域防災のかなめである消防団の団員確保は大変難しくなりましたが、今後も住民各位の御理解を賜りながら、その確保に努めてまいります。また、新年度は、消防ポンプ車一台を更新

するとともに、引き続き、地域の各種防災施設の整備に対して助成してまいります。

救急業務については、高齢社会の進展に伴い、迅速かつ確実な救急業務の構築をさらに図るとともに、普通救命講習受講者をふやすため、自治会や各種団体に受講の呼びかけを行うなど、町民で支え合う救急体制の確立に取り組んでまいります。また、平成二十八年の消防救急無線のデジタル化については、電波伝搬調査を実施し、今後も慎重に検討を重ねて対応をしてまいります。

次に、地域経営の推進についてでございます。

本町の顔である養老公園を中心とする養老山ろく周辺の再整備、(仮称)養老の郷づくりを養老改元千三百年のシンボル事業と位置づける新生養老まちづくり事業については、養老山ろく一帯の活性化と観光交流人口の増加、親孝行のふるさと意識の醸成につながる構想を住民とともに策定し、その実現に向けて取り組んでまいります。また、その一環として、養老公園を主会場に、従来の産業フェスティバルとふるさと養老秋まつりを集約させたイベントを秋に開催し、養老改元千三百年に向けての機運を高めてまいります。

また、町民主導の町政を具現化するため、住民と行政との協働のまちづくりを進めてまいります。具体的には、地域の創意と工夫、判断に基づき、魅力ある地域社会の構築を図るため、各地域で自治町民会議(仮称)の設置についての協議を始めます。この会議を通じて、多くの町民がみずからの発言と行動に責任を持ち、互いに認め合いながら、自由な発想のもと積極的にならちづくりに参加することを期待するものです。さらに、住民の自主的な活動を保障するため、NPO法人の設立と活動について支援し、団体の自立を促進してまいります。

広報広聴活動については、広報紙やCATVを通じて、行政情報や身近な話題をタイムリーに提供するとともに、町民からの意見や提案を広く求める双方向型の情報交流システムを構築してまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

昨年七月に策定した町行政経営改革プランに基づき、行政組織・機構の再編を行います。そして、窓口業務の利便性の向上を図るため、新たにワンストップ総合窓口を設置いたします。また、この機構改革に伴う庁舎三階と四階の改修工事及び会議室等の改装を行います。さらに、十月には、交換手による電話交換業務からダイヤルイン方式に変更いたします。また、夜間における本庁舎の防犯対策として、赤外線センサー等のセキュリティー機器の設置を行います。

戸籍及び住民基本台帳事務につきまして、七月には外国人登録法が廃止になり、外国人住民にも日本人と同じく、住民基本台帳法が適用されることとなりますので、新制度への円滑な移行を図ってまいります。

続いて、自主財源の確保についてであります。

自主財源の根幹であります町税については、景気の低迷により減収傾向にあります。地方への税源移譲に伴い自主・自律的な行財政経営が求められており、自主財源の確保は自律的な町経営に不可欠であります。この自主財源を確保するため、だれもが納付しやすい環境の整備として、二十四時間いつでも納付できるコンビニ収納を開始してまいります。また、徴収員を配置し、徴収体制を強化するとともに、未納者に対しては早期の納税催告を行い、納税に誠意のない場合には、財産調査、差し押さえ等の滞納処分を実施し、一層の収納率の向上と納税者の負担の公平化に

努めてまいります。

以上、平成二十四年度の町政に臨む施政方針を述べさせていただきますが、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川雅子君） 町長施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時四十分からいたします。

（午前十時二十七分 休憩）

（午前十時 四十分 再開）

○議長（皆川雅子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（皆川雅子君） 日程第五、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定について御説明申し上げます。

議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定について。

養老町暴力団排除条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

岐阜県では、岐阜県暴力団排除条例が平成二十三年四月一日に施行され、県民、事業者、自治体及び関係機関が暴力団排除の取り組みを推進しています。岐阜県条例では、県内市町の所管する部分まで及ばないことから、岐阜県が各市町と一体となって暴力団排除条例を制定して取り組んでいく必要があるということで、他市町においては平成二十四年四月一日に施行を目指しておりま

す。西南濃管内においては、輪之内町においては十二月議会上程し、議決されております。他市町の大垣市、海津市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町においても、この三月議会上程し、四月一日施行を目指しております。本町としても、他市町と足並みをそろえて制定するため上程したものであります。

制定趣旨としましては、町民及び事業者の責務を定め、社会全体で暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する条例を制定するものであります。

それでは、本条例案の内容について、条を追って説明申し上げます。

まず第一条におきましては、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。町民、事業者及び行政が一体となって暴力団の動向を監視し、暴力団を寄せつけず、安全で平穏な町民生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することを定めています。

次に、第二条においては、この条例における用語の定義を規定したものです。

第三条では、養老町からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものであります。

また、第四条では、町の責務として、町民等の協力を得ること及び公益財団法人岐阜県暴力団追放推進センター等と連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定したものです。

第五条では、暴力団の排除を推進していくための町民等の取り組み及び町が実施する施策への協力や情報提供など、町民等の責務を規定したものです。

第六条では、町職員がその職務執行の際に、暴力団員やその関係者から不当要求行為等を受けた場合の対応について、第七条では、町が実施する事務、または事業が暴力団を利することにならないよう町が行うべき措置について、第八条では、公共施設において、暴力団による義理かけ行事、各種興行等が開催されることを阻止し、暴力団の資金源の封圧等を図る観点から、各種公共施設を暴力団員等に利用させないための必要な措置を規定したものであります。

さらに、第九条では、町民等が暴力団事務所の撤去運動等の暴力団の排除活動を実施する場合などにおける情報の提供、その他の必要な支援を行うこと及び関係者の安全を確保することについて規定しております。

第十条では、青少年の暴力団への加入及び暴力団犯罪から被害を防止して、青少年の健全な育成を図るため、町民等が社会の中で青少年に対して講ずべき措置を規定したものです。

また、第十一条では、町民及び事業者が、暴力団員等、または暴力団員等が指定した者に対して、金品、その他の財産上の利益の供与を禁止することを規定しております。

第十二条では、祭礼等の行事から暴力団を排除するための行事主催者等の取り組みについて規定しております。

この条例は、平成二十四年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより、本案に対する総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することになっておりますので、所属以外で総括的、あるいは大綱的な質疑に

とどめていただきたいと思います。

では、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第六、発議第一号 養老町議会

委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議員提案の案件につき、代表議員による趣旨説明を求めます。

十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ただいま上程をいただきました発議第一

号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

発議第一号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

養老町議会委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第百十二条及び養老町議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出する。平成二十四年三月五日提出。提出者、養

老町議会議員 岩瀬進、同松永民夫。

改正の趣旨。行政機構の改革に伴う養老町部設置条例が、昨年十二月議会定例会において議決を受け制定されたことに伴い、本



条例の一部を改正するものであり、その主な内容につきましてもは次のとおりです。

養老町部設置条例が本年四月一日より施行されることに伴い、本条例において課名を規定しているものについて、その表記を部名に改め、議会常任委員会の各所管を、部に即した見直しにより再編するものです。

具体的には、第二条第一号において、総務民生委員会の所管のうち、総務課、企画政策課、管理情報課、税務課、住民課、人権推進課、健康福祉課を総務部、住民福祉部に改めるものです。また、同条第二号において、産業建設委員会の所管のうち、生活環境課、農林水産課、商工労働課、建設課、水道課を産業建設部に改めるものです。

関係条例に合わせ、平成二十四年四月一日から施行するものです。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

これより、代表議員への本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 日程第七、議案第二号から日程第二十、議案第十五号までの十四議案は逐条上程し、本日は提案理由の説明のみを受けます。

では、日程第七、議案第二号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第二号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について。

養老町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

改正の趣旨でございます。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成二十四年七月九日から施行されることに伴い、印鑑登録証明書事務処理要領が改正されることとなりましたので、養老町印鑑条例の一部を改正するものであります。

要旨につきましては、第二条の印鑑登録の資格者につきましては、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳の記録をすることとなるため改正いたします。

第四条の印鑑登録申請の確認につきましては、外国人登録法の

廃止に伴いまして、登録申請者が本人であることの確認書類のうち、外国人登録証明書を削ります。

第六条の登録印鑑の制限、第七条の印鑑登録原票、第十三条の印鑑登録抹消、第十五条の印鑑登録証明書につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人住民に係る氏名等の表記方法を追加するものでございます。

この条例は、平成二十四年七月九日から施行いたします。

以上をもちまして、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第八、議案第三号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第三号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について。

養老町特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

この条例は、認証制度における手続の簡素化、柔軟化、税制優遇が受けられる認定制度の創設、所轄庁の変更などを目的に、平成二十三年六月に特定非営利活動促進法が一部改正されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

まず第二条第二項において、法人を設立しようとする者が提出する申請書に添付する書類として、これまで内閣府令に定められていたものが条例委任されたことに伴う改正で、「書面」の下に「として条例で定めるもの」を加え、さらに同項第二号においては、本年七月に外国人登録法が廃止されることに伴い、関係規定を削るものであります。また、同項第三号は、第二号を削ることに伴い、同号中「前二号」を「前号」に改めるものです。

また、同条第四項には、法人を設立しようとする者が提出した申請書に不備がある場合の補正ができる範囲について条例委任されたことに伴い、新たに規定を付記するものです。

次に、第二条の二に規定する電磁的方法について、特定非営利活動促進法施行規則第一条に規定がなされたことから、同条を削るものです。

さらに、第七条を第十条に繰り下げ、第六条第一項では、法改正に伴う条ずれにあわせて、同項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第九条とするものです。

続いて、内閣府が所轄する特定非営利活動法人は、今後、すべて県の所轄となることから、第五条を削り、さきにも御説明しましたとおり、第二条に第四項が追加されたことに伴い、第四条第二項中「及び第三項」とありますのを「から第四項」に、また「前項の申請書に添付する書類」を「合併の認証申請」に改め、同条を第八条に繰り下げ、同条の前に事業報告書等の閲覧及び謄写についての規定として第七条を加えるものです。

また、第三条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第一項中「第一項」を削り、「同条第二項の閲覧に係る書類」を「事業報告書等」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条に繰り下げるものです。

最後に、第二条の次に、社員総会の議事録について規定する第三条、定款の変更の認証申請について規定する第四条及び定款の変更の届け出において規定する第五条の三条を新たに規定するものです。

なお、この条例は、平成二十四年四月一日から施行いたします。ただし、外国人登録法の廃止が本年七月であることから、第二条第二項の改正規定については、平成二十四年七月九日から施行するものいたします。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第九、議案第四号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四号 養老町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第四号 養老町税条例の一部を改正する条例について。  
養老町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定、並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律によりまして、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、養老町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、まずたばこ税の税率について、第七

十七条において、旧三級品以外については、千本当たり「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改め、附則第十三条の第二項において、三級品については、千本当たり「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改めるものです。

また、附則第六条にあります退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から、その十分の一に相当する金額を控除する措置を平成二十五年から廃止するものであります。

また、附則第二十条は、東日本大震災に係る雑損控除額の特例であります。東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を雑損控除として控除することについて、法律及び施行令の規定の整備がされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

さらに、新たに附則第二十二条、個人の町民税の税率の特例等として、平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率について、五百円を加算した額とするものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、退職所得の分離課税に所得割の額の特例措置の廃止に関する規定は平成二十五年一月一日から、個人の町民税の均等割及びたばこ税の税率の引き上げに関する規定は平成二十五年四月一日からそれぞれ施行するものであります。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十、議案第五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について。

養老町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号）において、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が平成二十四年四月一日から施行されることに伴うものと、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成二十四年七月九日から施行されることに伴い、養老町手数料条例の一部を改正するものと、

少しわかりにくい部分がございますので、新旧対照表をごらんいただきながら説明させていただきます。

一 ページの第一条では、養老町手数料条例、別表五の部二の款二の項の危険物貯蔵所の設置の許可申請審査手数料に、浮きぶた特定屋外タンク貯蔵所の規定を加えるものです。

また、第二条では、別表十の部、新旧対照表の五ページでございませけれども、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項が変更になりますので、四の款にあります対象条項「三十条の十八」を「三十条の十七」に改正いたします。別表十一の部につきましては、外国人登録法が廃止となりますので六の款を削り、九の款については「一通」とありますのを「一件」と修正し、六の款が削除されたことにより、七の款から九の款を一つずつ繰り上げるものでございます。

この条例の施行日は、第一条関係が平成二十四年四月一日からで、第二条関係は平成二十四年七月九日からであります。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十一、議案第六号 養老町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第六号 養老町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称、第二次一括法において、図書館法の一部改正が行われ、図書館協議会の委員の任命に当たり、満たすべき基準を条例で定めなければならないことから、所要の改正を行うものでございます。

図書館協議会の委員の任命に当たり満たす基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとされており、図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十二条において、法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとあることから、本町においてもこの基準を踏まえて、第五条第二項中第二号を第三号とし、新たに第二号として、家庭教育の向上に資する活動を行う者を規定するものでございます。

この条例は、法律の施行日に合わせ、平成二十四年四月一日から施行することといたします。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十二、議案第七号 養老町公

衆浴場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第七号 養老町公衆浴場条例の一部を改正する条例について。

養老町公衆浴場条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

改正の趣旨でございますが、養老町同和行政推進審議会が昭和六十年に廃止し、養老町地方改善促進審議会に変更した時点で訂正すべきものでありますが、今回、見落としが判明いたしましたので、改正するものでございます。

第四条中「養老町同和行政推進審議会」とあるのを「養老町地方改善促進審議会」と改めるものでございます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十三、議案第八号 養老町国

民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第八号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

国民健康保険において、被保険者となる外国人は、外国人登録法に基づく登録を受け、かつ原則として出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による在留資格を持って日本に在留する者であつて、一番、一年以上の在留期間を決定された者、二番目には、一年未満の在留期間を決定された者のうち、客観的な資料等により、一年以上滞在すると認められた者とされております。

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、適法に三カ月を超えて在留する等の外国人であつて住所を有する者は、住民基本台帳法の適用対象とされることとなります。

国民健康保険では、住所を有すること等によって、被保険者とするものとされていることから、外国人住民を国民健康保険の被保険者とするために改正を行ったものであります。したがって、目次中第三章被保険者を削除して、第四条削除とするものであります。

この条例は、平成二十四年七月九日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十四、議案第九号 養老町介

護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第九号 養老町介護保険条例の一部を

改正する条例について。

養老町介護保険の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

介護保険法第一百七十七条及び第二百二十九条に基づき、第五期養老町介護保険事業計画を策定し、平成二十四年度から平成二十六年までの三年間の介護保険料率を算定しましたので、それに伴う保険料率の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりでございます。

第四条は、第五期（平成二十四年度から平成二十六年度）の介護保険料率を定めたものでございます。第一号は、通称、第一段階でございますが、住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者を二万二千八十円から二万六千七百六十円へ、第二号は、通称、第二段階でございますが、住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が八十万円以下の者でございますが、二万二千八十円から二万六千七百六十円へ、第三号、住民税世帯非課税で前二号に該当する者以外の者（第三段階）が三万三千二百二十円から四万四百四十円へ、第四号は住民税本人課税者、第四段階でございますが、四万四千六百六十円から五万三千五百二十円へ、第五号は、住民税課税者で合計所得金額百九十万円未満の者、第五段階でございますが、五万五千二百円から六万六千九百円へ、第六号は、住民税課税者で合計所得金額が百九十万円以上の者、第六段階でございますが、六万六千二百四十円から八万二千八十円へ。

なお、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい設定として、第五期において、保険料負担段階第三段階で、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が百二十万円以下の者について、その基準額四万四百四十円に乘じる割合〇・六三とした額三万三千七百十

八円に、また保険料負担段階第四段階で、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が八十万円以下の者について、その基準額五万三千五百二十円に乘じる割合〇・九一とした額四万八千七百三円に軽減するため、本条例の附則により対象者の保険料率を定めました。

この条例は、平成二十四年四月一日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十五、議案第十号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第十号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称、第二次一括法において、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

公営住宅法施行令第六条第一項で定める者の入居者資格が条例委任されたため、老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者について、引き続き維持するため、入居者の資格として、第五条に第二項として一項を追加するものでございます。

また、第六条以降については、法の改正に伴う文言等の改正で

あります。

この条例は法律の施行日に合わせ、平成二十四年四月一日から施行するものとさせていただきます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十六、議案第十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について。

養老町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

改正の趣旨でございますが、平成二十四年七月九日に施行される住民基本台帳法の一部を改正する法律の改正によりまして、外国人登録制度が廃止されること、また社団法人日本下水道協会定款が平成二十二年十一月十五日に一部変更されたこと及び平成二十三年十一月一日に施行された下水道法施行令の一部を改正する政令により、下水道に排水する際の一・一ジクロロエチレンに係る排水基準が緩和されたことに伴う条例の改正を行うものものとさせていただきます。

内容といたしましては、一番目に、排水設備指定工事店の指定に際し、添付書類としていた外国人登録証明書、または外国人登録証明書の写しは、平成二十四年七月九日に施行される住民基本台帳法の一部を改正する法律の改正により外国人登録制度が廃止されることに伴い、添付書類から削除するものとさせていただきます。

二番目に、社団法人日本下水道協会定款の平成二十二年十一月

十五日の一部変更に伴い、日本下水道協会岐阜県支部長を岐阜県下水道協会会長へと変更するものとさせていただきます。

三つ目に、平成二十三年十一月一日に施行された下水道法施行令の一部を改正する政令によりまして、下水道に排水する際の一・一ジクロロエチレンに係る排水基準を、従来の一リットルにつき〇・二ミリグラム以下から、一リットルにつき一ミリグラムに緩和するものとさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきますが、外国人登録に関するものについては、平成二十四年七月九日より施行するものとさせていただきます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十七、議案第十二号 養老町水防協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第十二号 養老町水防協議会条例の一部を改正する条例について。

養老町水防協議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

改正の趣旨でございます。津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の制定に伴い、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第二百二十四号）が平成二十三年十二月二十七日に施行され、同法律において、水防法の一部改正が行われたことから、町においても所要の改正をするものとさせていただきます。

要旨でございますが、水防法において、水防協議会について規定されている第三十三条が第三十四条に繰り下げられたことから、同法律を引用規定している本条例の第一条中「第三十三条」を「第三十四条」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日より施行するものといたします。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十八、議案第十三号 養老町

火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第十三号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について。

養老町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

改正の趣旨でございますが、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号）が公布され、危険物の品名に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことに伴い、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取り扱いの基準について経過措置が講じられたため、養老町火災予防条例を一部改正するものでございます。

養老町火災予防条例の附則に、経過措置の四項目を追加するもので、第四項の配管の基準については、一定の条件を満たす場合には適用しないこと、第五項の内装容器への危険物の品名等の表示については、平成二十五年十二月三十一日までの間は適用しな

いこと、第六項の危険物に係る技術上の基準は、条件を満たしている場合には平成二十五年六月三十日までの間は適用しないこと、第七項の届け出については、平成二十四年十二月三十一日まで適用しないことを加えるものでございます。

この条例は、平成二十四年七月一日施行でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第十九、議案第十四号 岐阜県

後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第十四号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のように定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。

住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）の一部改正（平成二十一年七月十五日公布）に伴い、所要の改正をするものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりでございます。住民基本台帳法が改正され、外国住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなったため、住民基本台帳に基づく人口に改めるものでございます。

この規約は、平成二十四年七月九日より施行するものでございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第二十、議案第十五号 消防事



務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第十五号 消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について。

消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を別紙のよう

に定めるものとする。平成二十四年三月五日提出。  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成二十三年八月三十日に公布され、平成二十四年四月一日から、ガス事業法三項目、液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律三項目について、県の権限が大垣市に移行することになります。

また、今回、新たに火薬取締法七十五項目、高圧ガス保安法百九項目、ガス事業法三項目、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律六十項目の事務についても、県から大垣市が権限移譲事務を受ける予定であり、大垣市より消防事務の委託を受けている上石津地域（旧上石津町）については、新たにこれらの事務を受け継ぐものとするものとさせていただきます。

新たに事務を受ける項目は全二百四十七項目。火薬取締法七十五項目、高圧ガス保安法百九項目、ガス事業法三項目、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律六十項目でございます。

この規約は、平成二十四年四月一日より施行するものとさせていただきます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいま議題として上程し、提案説明を受けました十四件の議

案は、議会最終日に質疑・討論を経て採決いたします。

○議長（皆川雅子君） 次に、日程第二十一、議案第十六号から日程第三十九、議案第三十四号までの十九議案は一括議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認め、日程第二十一、議案第十六号から日程第三十九、議案第三十四号までの十九議案は、一括議題として上程し、本日は提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第二十一、議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十二、議案第十七号 養老町と大垣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十三、議案第十八号 養老町と羽島市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十四、議案第十九号 養老町と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十五、議案第二十号 養老町と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十六、議案第二十一号 養老町と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十七、議案第二十二号 養老町と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十八、議案第二十三号 養老町と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第二十九、議案第二十四号 養老町と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を

改正する規約について、日程第三十、議案第二十五号 養老町と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十一、議案第二十六号 養老町と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十二、議案第二十七号 養老町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十三、議案第二十八号 養老町と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十四、議案第二十九号 養老町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十五、議案第三十号 養老町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十六、議案第三十一号 養老町と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十七、議案第三十二号 養老町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、日程第三十八、議案第三十三号 養老町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について及び日程第三十九、議案第三十四号 養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約についてまでの十九議案を一括議題として上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について。

養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により、別紙のとおり改正するものとする。平成二十四年三月五日提出。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部が改正されることに伴い、養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正するものであり、改正の主な内容については次のとおりでございます。

多様化する住民ニーズに適切に対応するため、平成十二年七月より住民票の写し等の各種証明書が他の市町との間で相互に受け付け交付できる広域行政窓口サービスを実施しております。

地方自治法第二百五十二条の十四の規定に基づき、岐阜市との間で委託事務についての規約を定めておりますが、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成二十四年七月九日から施行されることに伴い、外国人も日本人と同様に取り扱われることとなるため、外国人登録原票に登録されている事項の証明書に係る委託事務を廃止するものであります。

この規約は、平成二十四年七月九日より施行するものでございます。

なお、議案第十六号から議案第三十四号までは、岐阜市と同様に、西濃地区、岐阜地区の十九市町と連携を図っていることから、内容、提案説明等は同一でございますので、一括上程するものでございます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいま一括議題として上程し、提案説明を受けました十九件の議案は、議会最終日に質疑・討論を経て採決いたします。ここで暫時休憩いたします。

再開は午後一時からいたします。

(午前十一時四十八分 休憩)

(午後 一時 ○〇分 再開)

○議長(皆川雅子君) 休憩を解き、再開いたします。

○議長(皆川雅子君) 日程第四十、議案第三十五号から日程第五十一、議案第四十六号までの十二議案は一括議題にいたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(皆川雅子君) 異議なしと認め、日程第四十、議案第三十五号から日程第五十一、議案第四十六号までの十二議案は一括議題といたします。

それでは、日程第四十、議案第三十五号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について、日程第四十一、議案第三十六号 平成二十三年度養老町一般会計補正予算、日程第四十二、議案第三十七号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計補正予算、日程第四十三、議案第三十八号 平成二十三年度養老町簡易水道特別会計補正予算、日程第四十四、議案第三十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計補正予算、日程第四十五、議案第四十号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第四十六、議案第四十一号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計補正予算、日程第四十七、議案第四十二号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第四十八、議案第四十三号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについて、日程第四十九、議案第四十四号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて、日程第五十、議案第四十五号 平成二十四年度養老

町公共下水道事業特別会計の繰入れについて及び日程第五十一、議案第四十六号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの十二議案を一括議題として上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第三十五号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

議案第三十五号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について。

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条の規定により、平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計は、平成二十三年度養老町一般会計から繰り入れる額を次のとおり変更するものとする。平成二十四年三月五日提出。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第四十号の平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)で、歳入歳出から千八百五十二万五千円を減額いたしております。

歳入といたしましては、公共下水道事業国庫補助金及び下水道事業債として千三百二十二万五千円の減額となっております。また、歳出につきましては、下水道管布設費として千八百五十二万五千円を減額いたしております。この歳入歳出の差額分につきましては、一般会計からの繰入金で調整しております。歳入歳出差し引き五百四十万円を減額することとし、繰入総額を一億九千五百三十二万六千円に変更するものであります。

次に、議案第三十六号 平成二十三年度養老町一般会計補正予

算（第四号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一部の事業の執行額の確定に伴うものの精算並びに財政調整基金に新たに積み立てを行うのが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億三千四百四十九万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百億九千八百二十四円とするものでございます。

最初に、歳出の御説明をさせていただきます。

まず、十四ページ、総務費の総務管理費では、財政調整基金に新たに一億二千万円を積み立てるとともに、まちづくり整備基金積立金には、御寄附をいただいた分百四十万五千円を計上いたしました。徴税費では、新たに清流の国ぎふ森林・環境税導入準備費交付金が交付されることに伴う財源更生であります。

民生費の社会福祉費では、障害者自立支援給付事業の扶助費に不足が生じてまいりましたので、九百四十八万四千円を増額し、また心身障害者福祉センター費、後期高齢者医療費のそれぞれには、ことばの教室利用者数の減に伴う障害福祉サービス費用国保連負担金の減、後期高齢者医療費の精算に伴う繰入金等により財源更生するものでございます。

衛生費の保健衛生費では、健康増進事業に役立ててほしいと三十万円の寄附がございましたので、財源を更生するものでございます。

農林水産業費では、各事業の執行額の確定に伴い、農業費では千二百九十四万八千円、林業費で二百万円をそれぞれ減額するものでございます。

十六ページの商工費では、県補助金が新たに交付されることに伴い、財源を更生するものでございます。

土木費では、除雪対策費として、委託料を百六十八万三千円増

加するものでございます。

また、都市計画費では、公共下水道事業特別会計、下水道建設費の減に伴う繰出金五百四十万円の減額でございます。

十七ページの消防費では、県補助金が新たに交付されることに伴い、財源を更生するものでございます。

教育費では、主に臨時職員の社会保険料及び賃金に不足が生じる見込みでございますので、教育総務費、小学校費、幼稚園費でそれぞれ必要額を増額し、そのほかの中学校費では不用額を減額するものでございます。

また、小学校費の校舎等施設整備事業では、国の第三次補正予算を活用した養北小学校屋内運動場改築工事を計上し、小学校図書館整備事業では五万円の寄附がございましたので、小学校図書購入費に充てます。その他、児童数や対象者の増により、必要額を小学校給食管理事務や生徒就学援助事業で補正いたします。

次に、九ページの歳入について御説明申し上げます。

地方特例交付金千九万五千円を減額、地方交付税一億三百三十七万一千円を増額いたしました。

分担金及び負担金の分担金では、百七十一万四千円の減額、負担金の十ページでは五百五十三万二千円を減額いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金六百四十一万一千円を、また国庫補助金では養北小学校屋内運動場改築工事に伴う学校施設環境改善交付金二千八百五十九万四千円を増額いたしました。

十一ページの県支出金につきましては、事業費の増額に伴うものの補正のほか、新たに交付されます総務費、商工費、消防費県補助金をそれぞれ計上し、県負担金で三百二十万五千円、県補助金で八百七十七万二千円の減額をいたしました。

十二ページの財産収入につきましては、財政調整基金利子の確定に伴い一万二千円を増額し、寄附金につきましては、それぞれ御寄附をいただいた分百七十四万五千円を計上いたしております。繰入金の特例会計繰入金並びに十三ページの諸収入につきましては、後期高齢者医療事業関係の精算等に伴うものでございまして、繰入金につきましては二百五十三万二千円、諸収入については四百八十二万六千円をそれぞれ計上いたしました。

町債につきましては、農業関係の事業費の確定に伴い百七十万円を減額し、教育関係では、学校施設環境改善事業債を新たに追加し、総額で一億五百四十万円の増額をいたします。また、繰越金で歳入全体で不足する財源四百六十一万一千円を充てるものであります。

六ページの「第二表 繰越明許費補正」につきましては、小学校校舎等施設整備事業が本年度内に事業が完了しない見込みでありますので、翌年度に繰り越すため、繰越明許費の変更を行うものでございます。

同ページの「第三表 債務負担行為補正」につきましては、新たに小学校校舎等施設整備事業で債務の負担を設定する必要があらりますので、期間を平成二十四年四月から二十五年三月までとし、限度額は一億一千四十七万五千円とし、追加補正いたします。

また、「第四表 地方債補正」につきましては、新たに学校施設環境改善事業債一億七百万円を追加し、さらに事業費の確定に伴い、県営基幹排水対策特別事業債の借入限度額を二十万円減額し、補正後の借入限度額を五百七十万円に、県営農道整備事業債の借入限度額を六十万円減額し、補正後の借入限度額を八十万円に、県営湛水防除事業債の借入限度額を九十万円減額し、補正後の借入限度額を九百五十万円に変更するものでございます。

以上で、平成二十三年度養老町一般会計補正予算（第四号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第三十七号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千三百三十五万七千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三十五億五千九十五万四千円とするものであります。

八ページの歳出では、主に保険給付費など不足が生じてまいりますので、所要額を補正増し、共同事業拠出金では不用となった三千百三十九万二千円を減額するものであります。また、療養給付費等負担金などの精算により返還金が発生しましたので、所要額の二千七十二万二千円を補正増いたします。

六ページの歳入につきましては、まず歳出の共同事業拠出金の減に伴い、高額医療費共同事業の国・県負担金をそれぞれ四百六十二万三千円ずつ減額し、また過年度分精算に伴い、療養給付費交付金を四百六十三万五千円増額し、額の確定により、共同事業交付金を六千四百九十二万二千円増額いたします。なお、不足する財源百四万六千円を繰越金で充当するものでございます。

以上が、平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第三十八号の平成二十三年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ九十九万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ千七百五十九万円とするものであります。

七ページの歳出につきましては、西部簡易水道の配水管等の漏水修繕料の増加に伴い、水道管理費の施設修繕料を九十九万円増額いたしました。

六ページの歳入につきましては、補正増の財源として繰越金九十九万円を充ちたいします。

以上で、平成二十三年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第三十九号の平成二十三年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、資本的支出を八千二百七万二千円減額し、補正後の予算額を五億三百二十二万八千円とし、資本的収入を三千六百九十万円減額し、補正後の予算額を二億五千七百万円に改めるものであります。

まず、資本的支出につきましては、第二ポンプ場電気・機械設備改修工事の請負差金による減額や、平成二十三年度に予定していましたが第二ポンプ場池辺末端圧測定所改修工事を配水区域の切りかえによる影響を検討した上で、平成二十四年度に実施することとしたため、委託料で百二十一万三千円、工事請負費で八千八十五万九千円を減額いたしました。

次に、資本的収入につきましては、資本的支出の不用額の発生に伴い、水道事業債を二千七百万円減額し、また地方主要道南濃・関ヶ原線改良工事や竜泉寺地内での下水道事業面整備工事に伴う水道管移設補修工事がありませんでしたので、財源としていました工事負担金を九百九十万円減額いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、二億九千四百四十万円から二億四千六百二十二万八千円に

四千五百七十七万二千円の減額となりました。

以上が、平成二十三年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の提案説明でございます。

次に、議案第四十号の平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ千八百五十二万五千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三億二千七百八十八千円とするものであります。

八ページの歳出につきましては、養老町公共下水道事業変更認可設計委託業務の請負差額により、下水管布設費の委託料を三十八万円、竜泉寺地内の公共下水道事業面整備第六工区工事に伴う請負差金及び施行延長の減により、下水道布設費の工事請負費を九百二十四万五千円、補償、補填及び賠償金を八百九十万円減額いたします。また、総務費の人件費の財源につきましては、下水管布設費の減額による一般財源の減額分二百六万五千円を地方債五十六万五千円と一般会計繰入金百五十万円に充当するものであります。

七ページの歳入につきましては、補正額の財源である公共下水道事業国庫補助金を二百八十二万五千円、一般会計繰入金を五百四十万円、下水道事業債を千三十万円減額いたします。

また、四ページの「第二表 地方債補正」につきましては、事業費の確定に伴い、下水道事業債の借入限度額を千三十万円減額し、補正後の借入限度額を八百八十万円とするものでございます。以上が、平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第四十一号 平成二十三年度養老町介護保険事業特

別会計補正予算（第三号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に保険給付費などに過不足が生じてまいりましたので補正を行うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百四十七万八千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二十一億九百八十七万一千円とするものでございます。

まず、歳出につきまして御説明申し上げます。

八ページの総務費、総務管理費につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費二百四十七万八千円を増額いたしました。

八ページ、九ページの保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして、介護サービス給付費などにそれぞれの所要額を補正いたしており、保険給付費全体としては変更ございません。

次に、歳入につきまして御説明させていただきます。

七ページの介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴う国庫補助金が百二十三万九千円と不足額百二十三万九千円を繰越金で、それぞれ所要額を補正いたしております。

また、四ページの「第二表 繰越明許費」につきましては、総務費、特別対策事業費として、施設開設準備経費助成特別対策事業四百二十万円が本年度内に事業が完了しない見込みでありますので、翌年度に繰り越すため繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上が、平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）の提案説明でございます。

次に、議案第四十二号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申

申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百六十三万三千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二億七千九百六十三千円とするものであります。

今回の補正は、保険料について、市町村と後期高齢者医療広域連合において収納時期が異なることから、会計処理年度に差異が生じることによるものであります。

七ページをごらんください。

歳出につきまして、後期高齢者医療広域連合納付金、平成二十二年歳出納整理期間中徴収保険料でございますが、六百六十三万一千円を補正増し、また一般会計繰出金二百五十三万二千円を増額補正し精算するものであります。

六ページの歳入につきましては、補正増の財源を前年度繰越金九百九十七千円と、雑入で平成二十二年歳健診負担金精算金六万六千円を充てるものであります。

以上で、平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第四十三号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十四年度養老町簡易水道特別会計は、次のとおり、平成二十四年度養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十四年三月五日提出。

簡易水道特別会計につきましては、今回、議案第四十九号の平成二十四年度養老町簡易水道特別会計予算で、歳入歳出それぞれ千四百三十万円を計上しておりますが、簡易水道施設整備事業を実施するために二十三万四千円を一般会計から繰り入れるもので

あります。

続きまして、議案第四十四号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計は、次のとおり平成二十四年度養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十四年三月五日提出。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第五十号の平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計予算で、歳入歳出それぞれ一億六千八百三十万円を計上しておりますが、食肉事業センター管理事業を実施するために、三千二百九十万円を一般会計から繰り入れるものとさせていただきます。

続きまして、議案第四十五号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定より、平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成二十四年度養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十四年三月五日提出。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第五十三号の平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計予算で、歳入歳出それぞれ三億三千七百七十万円を計上しておりますが、公共下水道整備事業を実施するために、二億二千六百六十一万二千元を一般会計から繰り入れるものとさせていただきます。

続きまして、議案第四十六号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計は、次のとおり

平成二十四年度養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十四年三月五日提出。

養老町農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第五十四号の平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計予算で、歳入歳出それぞれ二千九百十万円を計上しておりますが、農業集落排水事業を実施するために、二千七十万円を一般会計から繰り入れるものとさせていただきます。

以上で、提案説明とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 説明が終わりました。

ただいまより、十二議案に対する総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 一般会計の補正の関係でござりますが、

農林水産関係で、実は国・県の支出金の関係、かなり減額をしております。項目をざあつと見ますと、それぞれ事業が達成しなかったのではないかなというような感じを受けるふうに思い浮かべますが、具体的にいま一度、この国・県支出金に関する事業と、減になった原因をお聞かせ願いたいと思います。十五ページ。

○議長（皆川雅子君） 加藤農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（加藤敏博君） ただいまの中村議員さんの、具体的にどういった事業で減額になったかという御質問でございますが、まず十五ページの上段一行目の担い手支援事業、これに



つきましては、町単で行っております農業機械を購入するに当たっての補助金でございます。これは、一件要望されておられた方が、資金面がちよつとやりくりがつかないということで御辞退されました、それによる減額でございます。

それから、二行目の飛驒・美濃じまん農産物育成支援事業につきましては、最初に三件要望があつたんでございますが、県のほうのヒアリングによりまして、二件が、いろんな要綱の中で点数が足りないということで採択をされなかつたということで、二百九十八万六千円の減額ということでございます。

それから、あとの土地改良事業につきましては、それぞれ事業費の減額というか、入札差金による減額でございます。

それから、下からの二番目の農地・水・農村環境保全向上対策事業につきましては、補助体制の見直しということで、県から入ってくる分が九百十六万九千円が、町を経由して県の協議会のほうに払っておつた分が、直接、県からその協議会のほうに支払われるようになったという変更によるものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 加藤課長のほうから説明がございましたが、国・県支出金の関係につきましては、やっぱりきちつと精査する中で、年度末で精算された結果だとは思いますが、辞退されたから減額したということになると、次年度の今度は国・県のほうにお願いする補助金等についても影響が出てくるおそれがありますので、その辺はもつと慎重に、初めに選択をされる購入者というか、そういう人を見定めるといふか、よく調査していただく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、

その辺は十分に今後注意していただきたいというふうに思いますし、農地と水と農村の関係をちよつとおつしやられましたんですけど、見直しされたらと。補助対象というか、町を経由せずに直接やっておられる団体に配付というか、納入というか、金を振り込まれるというふうなことを今ちよつとお聞きしましたんですが、もともとそういう形になっておつたのか、今年度、この時期になつてそういう見直しになつたのか、いま一度答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（皆川雅子君） 加藤農林水産課長。

○農林水産課長（加藤敏博君） 農地・水・農村環境整備につきましては、当初予算の段階では、県の分は町のほうへ經由して協議会に支払うというようなお話で進んでおりました。それが、年度途中で決定されまして、直接県から協議会のほうに入るといった形に変わったということで、今回、補正ということで対処させていただきます。

新年度につきましては、当初からうちのほうでは組んでおりませんので、県のほうから直接という形になっております。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 十六ページの款八土木費の二目の関係ですけれども、除雪対策費として百六十八万三千円補正が一般財源から組みまれているわけですが、きょうもお昼のニュースを見ておりましたら、雪が降っているとあるようですが、ことしの大雪の記憶はまだ残っているわけですが、今年度と異なりますか、十二月から今までの除雪対策費の総額を教えてください

たいのと、今回、百六十八万三千円を委託した根拠についてお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川雅子君） 佐竹建設課長、答弁。

○建設課長（佐竹種男君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初予算としては二百三十六万三千円予算を計上させていただきましたわけでございますけれども、十二月二十六日、特に山間部、養老公園、京ヶ脇、高林といった地方の関係で、二十二時間除雪作業をさせていただきました。それと、二月二日に三十三業者による、時間数で言いますと二百四十七時間、合計二百六十九時間というような除雪をさせていただきましたわけでございます。

そうした中で、不足分が今回百六十八万三千円生じたので、補正をさせていただいたということで、合計では三百六十一万三千八百五十円になるかと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今、二百四十六万三千円と、今回の百六十八万三千円で、総額で四百四十四万六千円ではないですか、私がお間違っていますか。もう一回お願いします、議長、整理して。

○議長（皆川雅子君） 佐竹建設課長、答弁、自席でお願いいたします。

○建設課長（佐竹種男君） 申しわけございません。ちよつと訂正させていただきます。

今回の補正も含めて、合計で四百四十五万五千八百五十円となりましたので、その不足分として百六十八万二千八百五十円ということので補正をさせていただいたわけでございます。

○十三番（水谷久美子君） はい、了解しました。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（皆川雅子君） お諮りします。

次に、日程第五十二、議案第四十七号から日程第六十二、議案第五十七号までの十一議案を一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認め、日程第五十二、議案第四十七号から日程第六十二、議案第五十七号までの十一議案を一括議題にいたします。

それでは、日程第五十二、議案第四十七号 平成二十四年度養老町一般会計予算、日程第五十三、議案第四十八号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計予算、日程第五十四、議案第四十九号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計予算、日程第五十五、議案第五十号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計予算、日程第五十六、議案第五十一号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算、日程第五十七、議案第五十二号 平成二十四年度養老町上水道事業会計予算、日程第五十八、議案第五十三号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計予算、日程第五十九、議案第五十四号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計予算、日程第六十、議案第五十五号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計予算、日程第六十一、議案第五十六号 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計予算及び日程第六十二、議案第五十七号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の十一議案を一括議題とし

て上程します。

ここでお諮りします。

ただいま上程いたしました十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明を受けておりますので、提案理由の説明を省略して、直ちに総括質疑に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、これら十一議案の提案理由の説明は省略し、総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 今年度、大変厳しい歳入の関係というところで、町長の施政方針もございました。まさにそのとおりであると思っておりますし、特に歳入の町民税の関係につきましても、三千万ほど減額というような形にもなっております。

そこで、この件についてまず一点お聞きいたしますが、歳入の計算の方法の中で、係数の掛けが二十三年度は〇・九七、今年度は〇・九六となっておりますが、その辺のところの係数の違いはどのような関係で違っておったのかという説明をお願いしたいと。

それからもう一点、総額で九十六億二千万という金額で今年度予算を計上されました。その中で、特にこの参考資料を見てちよ

つと思つたのですが、これも国・県支出金の関係、前年度と今年度の比較は一億九千八百万ほどの今年度減額になっております。これは補助の関係とかいろいろあるかと思いますが、この一億九千八百万もの減額になった要素というところを教えてくださいたいのと、逆に言えば、地方債が、町長の施政方針にもございましたように、借金ですけど、四千四百万ほどのアップと同時に、その他についても二千八百万ほどのアップと。同時に、一般財源は一億九千八百万円の、国庫支出金が少なくなった分は当然一般財源のほうで補うというような形で今年度予算を組んでおられますが、この辺のところ、国・県支出金の約一億九千八百万減額になった理由をお聞かせ願いたいと思います。二点、お願いいたします。

○議長（皆川雅子君） 柏渕税務課長、答弁。

○税務課長（柏渕裕昭君） 中村議員の最後の補正の係数、〇・九七とか〇・九六とかということですが、〇・九六というのは個人町民税の現年分、ページでいいますと十五ページのことかと思いますが、これは徴収率を見込んで掛けております。見込むに当たりまして、全体の調定額を見込みまして、それに徴収率を掛けていくということでございます。

何で九七％が九六％になったかということなんです。現実、今年度の見込みが九六・何％です。なかなか九七までは届かないということ、現実に合わせて九六％という見込みをさせていたございました。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 中村議員の御質問に回答させていただきたいと思っております。

国・県支出金が昨年と比べて大幅に減になっておるがという、

その原因でございますけれども、内示会の折にも少し説明をしておりますけれども、走って説明をしておりましたので、非常にわかりにくかったかなあというふうに思いますが、私なりに把握しております分について、再度御説明を申し上げたいと思います。

まず、国庫負担の関係でございますけれども、子ども手当の負担金の関係が昨年から一億七千三百万ほど減になっております。そのほかに増になっておるものもございまして、ちよつと増になっておる分を割愛させていただきます、減になっておる分だけ説明をさせていただきます。

そのほか、土地計画の関係でございますが、野球場と総合体育館の改修工事に伴います補助金が七千二百万円減になっております。

あと、県の補助金の関係でございますけれども、昨年はアーカイブ等の関係で、重点分野の雇用創造事業の補助金があったわけでございますけれども、これがアーカイブの関係については事業が縮小になっておること、千六百万円ほどの減になっておることでございます。

それから、同じく県の補助金でございますけれども、障害者の自立支援の関係で、昨年は特例交付金という形で千二百六十万円ございましたが、これにつきましてもなくなっておること、これが主な要因ということで、一億数千万というような減になっておること、でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） まず一点目の係数の関係、何か〇・九六  
どんだけという細かい数字をおっしゃられました。これは〇・〇

一違うだけで一千万ばかり収入が多くなるという計算にもなつてくると思いましたが、お尋ねしましたんですが、考えられた数値があるかと思いますが、その辺のところの調整の仕方がもう少しうまくできれば、収入は少しもふえたんではないかなということもうかがえますので、係数〇・九何とかとおっしゃられたのか、その辺のところを再度お尋ねしたいというのが一点目。

それからもう一点、今の西脇副町長の答弁がございました。なるほど、子ども手当は国からと県からと、今年度も、減額はされておりますけど、来ておるんではないかというふうに私は思っておりますし、なお野球場の関係につきましても、今度は国体があるということ、県からも三千万以上来ておること、でございますので、おっしゃる意味はわからんことないんですが、私が言いたいの、せつかく国・県の支出金を利用していろんな事業をやれることがあるかと思っておりますので、その辺をうまく活用して、さらに事業を進めていただけるようなことを今後考えていただくといいかなあということ、私は国・県支出金についてお尋ねしたわけでございます。

地方債も、大変厳しい財政ですので、当然、補てんしなくてはならんとところは補てんしていかなくてはならんと思っております、新年度予算を見ておりますと、特に土木関係の予算がかなり減額になっております。これは、またちよつと飛びはねて申しわけないですけど、例えば社会資本総合整備の関係でも、根古地あたりの工事が減ってきたということ、でございますが、そういうものも金も大いに使いながら、例えば町道等の改良についても、まだまだやらなくてはならないところもたくさんあるかと思っておりますので、そういうことを国・県の助成を、ひっかけるという言葉はち

よつと悪いかもしれませんが、うまく活用しながら事業を進めることよつて、一般財源の支出、ひいては地方債の減額にもつながらつていくんではないかということでお尋ねしたわけですが、ぜひ、今後、その辺はさらなる補正等々でもお考えになつていただきまして、十分に検討をお願いしておきます。これは要望事項でお願いしたいと思います。

なお、柏渚税務課長の関係は、再度、前年度は〇・九七が〇・九六だけだけのやつを切り上げたのか切り捨てたのかということろをちよつとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（皆川雅子君） 柏渚税務課長、答弁。

○税務課長（柏渚裕昭君） 前年度は〇・九七ということで、九七%で見込んでおつたわけですが、実際、二十二年度の決算は九六・六二%、それから現在、一月末の状態でしかわかつていませんけれども、前年度よりは当然ですけれどもアップしております。アップしているんですが、九七%までは届かないだろうという見込みを持ちまして、これは予算ですので、徴収のほうは日々頑張つていくわけですが、これは現実に近いところでもつて九六%ということとで予算の見積もりはしたということとでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 余り細かいことをあれしておつてもいいかもしれませんが、いずれにしても、去年の決算でも六億何千万という、要するに決算で不用額という数字が出ておりました。だから、そういうところも含めて、この収入の関係もしっかりと掌握しておけば、六億何千万だったと思えますけど、二十二年度の決算の関係で不用額があったということ、非常に私もびっくりしたわけでございますけど、この辺のところの試算もうまくしておけば、

今回〇・九六どんだけとおつしやられましたけど、〇・九七にすれば一千万ばかりの収入が入ってくるということであつて、初めからその収入を目安にして、予算も組むことができるんじゃないかというようなことを思つて、私は申し上げたわけでございますので、細かいことを申し上げて大変失礼だったかもしれませんが、今後も、今後そういうところも精査して予算をお願いしたいというふうに要望しておきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 二点について質問いたしたいと思います。

今回、一般会計の金額については九十六億二千万ということで、ほぼ前年並み。細かい話になりますと、減額は土木のほうで減額してあるというような、単刀直入に申し上げますとそういうことで、聞くところによりますと、概算要求の時点においては、十億円余りオーバーしておるといふようなことで、非常に苦労されてこの数字におさめられたのかなあと思つておりますが、以前、集中改革プランの中で、補助金、交付金、助成金を一割そこそこカットした経緯がございます。

そのときに、いろいろ住民の批判も出ましたけど、それはやむを得ないというような流れの中で了解をとつてやってきたんですけど、今回、予算組みの中でそういうムードがなかったかどうかということ、それからもう一点は、今、町長の施政方針の中で、地域経営の推進ということで、今回、町民主導の町政を具現化するためというようなことで自治町民会議の設置について協議を始める、このようにうたわれましたが、先般、一月の我々議運のほうでも高浜市のほうへ行ってきました、こういった事業を實際に取り組んでおる事例をお聞きしてきました。各地区にある程度

予算を配分して、本当に責任を持つて、まだやり始めですけども、私も大変いいことだなあと、このように思っておりますので、ぜひこれを実現していただくように、どのような構想でお考えなのか、町長にお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の質問にお答えいたします。

本年度、予算を組む段階において、各団体への補助金等のカットというのはほぼ考えておりませんし、そのようにはしていませんというふうに御理解をいただきたいと思えます。ただし、申し上げておきたいのは、現在、養老町の行政経営改革プランの中で、各種の補助金、それから団体への補助金等の見直しという項目を掲げて、ワークショップで話し合いをなされておるわけでございますけれども、そういった中で、真に必要な助成なのかどうかということが、ある程度本年度は見えてくるのかなというようなことを思っておりますので、以後は、そういった面を精査しながら補助金は考えていきたいというふうに思っております。

それから、第二点目もそうでございますが、現在行われております町行政経営改革プランの中で自治町民会議というようなことをうたっておりますけれども、これも今庁舎内で議論を重ねているところでございます。どんな形がいいのか、町民の皆さん方の意見も、それから議員の皆さん方とも協議を重ねながら、できればというよりも、そんな方向に持っていききたいというふうに考えております。

ある種のワーキンググループからの意見は、本年の九月ごろにはでき上がってくるのかなというふうなつもりでございます。それ以後は、皆さん方で御検討いただいた上に、そういった方向に持っていければというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 町長も一年ほど前に民間の立場から町長になられて、非常に住民の期待の声も大きくございますし、記者発表の予算の関係でも、かなり町長のお褒めの言葉をいただいていたような気がしますので、ぜひ、どんどん自分の方針を打ち出していただいて、やはり大橋町長にかわったので違うなあと、こういう声がさらに聞こえるように頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 大橋町長に、一点で、一般会計の新年度予算に対する質疑をし、答弁をいただきたいと思えます。

今ほどの話もありましたように、オンデマンドバスや窓口サービスの一元化など、町長が選挙前に掲げられた公約が予算化されて、新年度計上されているわけですけれども、当初、公約発表の前は、総予算措置に対してはそこまで至っていなかったのではないかなあとというふうに考えているわけですが、実際、このように予算をつけて実現するという過程において、町長の掲げられた公約と予算の関係について、思われるところがあつたら教えていただきたいと思えます。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

こういうことを言うのもちよつとおかしいかもしれませんが、昨年の予算編成というのは、正直申しまして内容もよくわからないということもございまして、その妥当性のみならず、絞って予算編成に臨んだわけでございます。本年度は査定当初段階から参加を

いたしました、各課から出てくる各種事業に対して一つ一つを精査していったわけでございますけれども、そんな中で、妥当だなあと思うものも、無駄だなあと思うものも正直ございましたけれども、総額的に考えてみますと、予算の編成というのは、本当に難しいものであるということが実感でございます。やはり税収も落ちている中で、自分の意見をどこまで、自分の考えをどこまで、自分の事業をどこまで盛り込めるかということに非常に悩んだのも事実でございます。

しかし、一つ一つ本当にこの事業そのものの評価とか、それから成果とかいったものを検証する必要があるということで、まずはそういったものの洗い出しと、それから事業の評価等を行うことが先じゃないかというように今思っております。ですから、来年度予算は、もう少しそういった事業評価にしろ行って、削るところは大胆にも削っていきたいというふうに思っております。

しかし、まず手がけるべきは、住民へのサービスの向上であるというところで、機構改革、それから各種の公共交通機関でございませけれども、養老鉄道、それから自主運行バス等の予算を見たときに、本当に、これだけの補助をして維持していく必要があるのか、また何か違う代替手段はないのかというようなことで、まずオンデマンドバスの試行を事業に盛り込ませていただきました。

全体としては、私の考える事業の中でも七割程度にとどまっているとは思いますが、この昨年七月に出しました行政経営改革プランを予定どおりきちんと進めていけば、もっと効率的・効果的な予算編成ができるというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 質問の仕方が悪いので、町長の答弁とちよつとかみ合っていないというふうに思ったわけですが、私は率直に、町長の新規の事業に対する公約、それに対して、血税が予算化された。それが、町長が、当初、候補者として打ち出されたときと予算のつけ方が、こんなにもかかるものなのかと思われたのか、またこれだけでこういうことができるのかというふうに思われたのか、その点をお尋ねしたかったわけです。

それと、新しい事業を起こすには、職員にも非常にエネルギーや知識や調査・研究が要ったと思うわけですけれども、決して町長一人で全部そのような、例えばオンデマンドバスでも、どういふふうになつていくのかなと、総務民生委員会でもお尋ねしようと思つているんですが、ソフトの件とか、いろんなことがあるようですけれども、それに対して職員がフォローしてくれたと思うんです。そういう姿を見ていて、先ほどありましたように、民間の町長として、公務労働をする、そういう施策を実現させようとする職員に対して町長はどういうふうに見ておられるのか、その点を伺います。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたします。

率直に申しますと、自分の公約をなし遂げようと思えば、思いのほかお金がかかるというのは実感でございます。ただし、もっと工夫をすれば、もっと安く事業がなせるんじゃないかという部分もございます。ですから、そういうことはもっとこれから研究をして、実際に、本年度でもオンデマンドバスというのは私ももっと安くできる感覚でございましたけれども、二千八百万円とい

う金額がかかるということでもございました。しかし、これは、まだもう少し工夫によっては安くいけるといふふうなことを思っております。そういった意味では、来年度の本施行に向けて、もっと効率的な運営ができるようにしたいと思います。

それから、職員は本当に非常によくやってくれます、思いのほか。それと、もう一つは、私が思っているよりも簡単に事の進まない部分といえますか、やはり陸運局であったり、そういったところへの交渉の問題といえますか、その辺との兼ね合い、それから法律的な問題等もございます。そういうことでスムーズに進まないなあというのも事実ではございますが、ただし、そこはちょっと情熱を持って何とかクリアをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） いよいよ四月から窓口の一本化で行政運営されていくわけですけども、現時点においては、やはり各課にかなりの温度差があると思うんですね。非常に厳しい残業や、いろいろ法改正に伴うことで公務をしなくちゃいけない場合、また短期的に集中して公務をしなくちゃいけない場合、あるいは比較的年間を通じて割と平均しているような課があるわけですが、四月からは、部制の中でそこら辺がどういうことでフォローされていくのか、しっかり見届けていきたいというふうに思いますし、また住民の声を私たち議会も、四月からの窓口に対する声を届けていかなければいけないというふうに考えております。以上、終わります。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第五、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定について、並びに日程第四十、議案第三十五号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから、日程第六十二、議案第五十七号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの合計二十四議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま上程されました二十四件の議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） お諮りします。

議案精読並びに委員会議案審査のため、明日から十四日までの九日間は休会にいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、明日六日から三月十四日までの九日間は休会することに決定いたしました。

なお、総務民生委員会は三月六日火曜日一時三十分に関会され、七日水曜日は午前十時に再開されます。また、産業建設委員会は三月八日木曜日午前十時から開会されます。

○議長（皆川雅子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。



た。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

議会二日目は、三月十五日午前九時三十分より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでございました。

(散会時間 午後二時十七分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十四年三月五日

議長 皆川雅子

議員 水谷久美子

議員 岩永義仁

